

# 平成16年度 定時総会議案

日時 平成16年5月14日(金) 午後3時

会場 虎ノ門パストラル

議案

第1号 平成15年度事業報告承認の件

第2号 平成15年度決算報告承認の件

第3号 平成16年度事業計画案承認の件

第4号 平成16年度予算案承認の件

第5号 役員を選任の件

第6号 定款の変更承認の件

社団法人 日本年金数理人会

## 平成15年度事業報告承認の件

### 1. 総会に関する事項

#### (1) 平成15年度定時総会

日時 平成15年5月12日(月)午後3時

会場 虎ノ門パストラル

議案 第1号 平成14年度事業報告承認の件

第2号 平成14年度決算報告承認の件

第3号 定款の変更承認の件

第4号 平成15年度事業計画案承認の件

第5号 平成15年度予算案承認の件

原案どおり承認された。

### 2. 事業概況

#### (1) 企業年金等の財政等に関する提言

- ・ 社会保障審議会年金部会・年金数理部会の近藤委員(当会前会長)の活動支援
- ・ 企業年金関連での当会意見のとりまとめを行うことを目的として活動
- ・ 厚生年金基金代行部分の凍結解除を受け、年金数理の専門職能団体としての意見「退職給付会計における厚生年金基金の代行部分の取扱いについて」を公表(平成16年2月18日)

#### (2) 年金数理人の実務基準整備に関する事業

- ・ 厚生年金基金・確定給付企業年金・退職給付会計に関する実務基準について一部改正を反映した全文を印刷し、配布(平成15年5月15日)
- ・ 厚生年金基金実務基準補足事項を公開(平成15年6月4日)
- ・ 日本公認会計士協会の実務指針の改正について意見を提出(平成15年8月15日)
- ・ 「退職給付会計に係る実務基準」を改定(平成15年11月12日)

#### (3) 教育・研修の充実

- ・ 特別講演会並びに研修会(IAAシラバス対応を含む)等の開催について

特別講演会

日時 平成15年5月12日

演題 「年金改革について」

厚生労働省年金局長 吉武 民樹 氏

### 第31回研修会

日時 平成15年7月4日

演題1 「代行返上（過去分返上）等による政省令改正について」  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課基金数理室長  
水上 孝 氏

演題2 「厚生年金基金の代行返上（物納）について」  
厚生労働省年金局運用指導課長 泉 真 氏

演題3 「代行返上に係る責任準備金に関する事務処理要領」  
厚生年金基金連合会数理部返還額算定室長 磯野 憲一 氏

### 第32回研修会

日時 平成15年10月8日

演題1 「Cultural difference appeared in pension systems between the US and Japan（年金制度に現れた日米文化の相違）」  
ローマン・インターナショナル・アソシエイツ代表取締役社長  
レスリー・ローマン 氏

演題2 「Overview of Australian Retirement Income System  
（オーストラリアの退職給付制度の概要）」  
タワーズ・ペリン東京支店コンサルタント  
マーク・オブライエン 氏

演題3 「年金制度改正の動向と年金制度における年金数理人の役割」  
厚生労働省年金局数理課長 坂本 純一 氏

### 第33回研修会

日時 平成16年3月26日

演題 「厚生年金保険法の改正案について（主として企業年金部分）」  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課基金数理室長  
水上 孝 氏

### 実務研修会

日時 平成16年2月23日～24日午前10時15分から午後5時

場所 東京ファッションタウン東館9F

テーマ 21テーマ

2月23日

- ・「国際教育委員会の動向」大山 義広 氏
- ・「国際的な資格要件を満たす教育内容・具体例」小島 孝一 氏
- ・「企業会計」五十嵐 則夫 氏
- ・「公的年金財政」早川 敦 氏
- ・「企業福利」小澤 哲夫 氏

- ・「最新実務基準」浅見 友一 氏
- ・「役割業績主義人事制度の概要」元井 弘 氏
- ・「企業年金の受給権」森戸 英幸 氏
- ・「海外の年金制度」小野 正昭 氏
- ・「実務基準ガイド」大山 義広 氏

2月24日

- ・「キャッシュバランスプラン導入企業の事例」吉田 和男 氏
- ・「人口推計の方法」西岡 隆 氏
- ・「国際比較で見た我が国の家計の消費・貯蓄と資産選択」石川 達哉 氏
- ・「支払保証制度」長崎 明人 氏
- ・「新DBの実務基準」佐々木 淳 氏
- ・「金利について」岡村 孝 氏
- ・「プレゼンテーションの仕方」神谷 悟 氏
- ・「日本経済の問題」霧島 和孝 氏
- ・「倫理規範のケースメソッド」小島 孝一 氏
- ・「年金資産運用」宮井 博 氏
- ・「年金ALM」鈴木 慎之 氏

#### (4) 企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業

[平成15年度能力判定試験の実施]

- ・平成16年3月22日～23日の2日間、東京（早稲田大学理工学部）にて実施
- ・試験科目は4科目  
（基礎数理、年金数理、会計・経済・投資理論、年金法令・制度運営）
- ・延べ受験科目数は230
- ・平成16年5月までに合否発表の予定
- ・資格試験合格者を準会員とするなどの定款変更を実施

[厚生年金基金等に対する講座等の開催]

厚生年金基金を対象に全国11ヶ所で地方講習会を開催

一般企業を対象に東京で確定給付企業年金法等に関する講習会を開催（12月5日）

大学院における年金数理の寄付講座の実施

早稲田大学大学院商学研究科（4月16日～7月16日、23名出席）

大阪大学大学院基礎工学研究科（9月16日～9月18日、9月24日～9月6日（集中講義）、42名出席）

東京工業大学大学院社会理工学研究科（4月17日～7月18日、49名出席）

- ・上記3大学院に加え、平成16年度から東京理科大学大学院理学研究科での開

設を準備

- ・ 寄付講座の講義資料に基づくテキスト「年金数理概論」を出版

[ 厚生年金基金連合会の事業への協力 ]

- ・ 厚生年金基金連合会の研修講師として 8 名派遣
- ・ 常務理事等向けのテキストの編集に 5 名協力など

[ 厚生労働省年金局との意見交換会 ]

- ・ 平成 15 年 9 月 24 日、厚生労働省年金局との意見交換会を実施  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課基金数理室長 水上 孝 氏  
厚生労働省年金局数理課基金課長補佐 早川 敦 氏

[ 企業年金連絡協議会との意見交換会 ]

- ・ 平成 15 年 10 月 24 日、企業年金連絡協議会との意見交換会

[ 電子申請の説明会実施 ]

- ・ 平成 15 年 11 月 4 日、電子申請時の年金数理人の確認書類についての説明会実施  
厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課基金数理室長 水上 孝 氏

( 5 ) 調査研究の充実

- ・ I A A シラバス対応小委員会  
英国アクチュアリー会試験テキスト ( Core Readings ) と国内アクチュアリー会一次試験参考書を比較した差異レポートを作成し、教育・研修制度に反映
- ・ 文献研究小委員会 ( 平成 15 年 6 月 20 日 )  
対象文献 : 「企業年金の法と政策」森戸 英幸 著 ( 有斐閣 )  
成蹊大学法学部教授 森戸 英幸 氏をお招きして議論
- ・ 文献研究小委員会 ( 平成 15 年 7 月 14 日 )  
対象文献 : 「企業統治の会計」今福 愛志 編著 ( 東京経済情報出版 )  
キャッシュバランス制度における F A S B の議論  
日本大学経済学部教授 今福 愛志 氏をお招きして議論

( 6 ) 広報活動の充実・推進

- ・ 会報「年金数理人」の発行  
平成 15 年 7 月 11 発行  
平成 16 年 1 月 12 発行
- ・ 日本年金数理人会紹介パンフレット ( 和文 ) を改定 ( 平成 16 年 3 月 )

( 7 ) 国内外の年金関係機関との情報交換等

- ・ I A A 会議への出席

- ・ I A A セミナー、 E A 会議への出席

( 8 ) その他

- ・ 会費規則の一部変更 (平成 15 年 4 月 14 日理事会において決定)
- ・ 「年金数理人名鑑」の作成 (平成 15 年 7 月)
- ・ 「会員名簿」・「会員のしおり」の作成 (平成 15 年 9 月)
- ・ 事務管理システムの更新 (平成 15 年度～平成 16 年度)

### 3 . 理事会・委員会活動

理事会 ( 11 回 )

- 平成 16 年度事業計画・予算案の決定
- 能力判定試験の実施について審議
- 会費規則の一部変更について審議
- 理事補欠選挙についての対応
- 諸外国の年金関係機関への対応について審議
- 会運営の重要事項等について審議

企画調整委員会 ( 12 回 )

- 大学院での年金数理講座の実施 (大学院教育推進小委員会を設置して推進)
- テキスト「年金数理概説」を出版 (同上)
- 厚生労働省年金局、企業年金連絡協議会等との意見交換会を実施
- 電子申請の説明会を実施

総務委員会 ( 12 回 )

- 平成 15 年度定時総会資料の作成
- 平成 16 年度事業計画・予算案の作成
- 評議員会の準備

教育・研修委員会 ( 11 回 )

- 研修計画の作成
- 実務研修講師・会場の調査・手配
- 研修会・実務研修会の実施

広報委員会 ( 6 回 )

- 会報「年金数理人」の発行
- インターネット・ホームページの活用
- 社団法人日本年金数理人会発足 5 周年記念リーフレット作成
- 「年金数理人名鑑」の編集
- 年金数理人会紹介パンフレット (和文) の作成

国際委員会 ( 4 回 )

- 「Corporate Pension Plans in Japan」の発行
- 国際情報ネットワーク及び年金情報ネットワークの構築、運営

在京外国人年金数理人との意見交換会の開催

事務管理委員会（6回）

「年金数理人名鑑」の作成

「会員名簿」・「会員のしおり」の作成

事務管理システムの更新

事務の管理及び運営

調査研究委員会（2回）

書籍の購入・管理・整備

実務基準委員会（7回）

厚生年金基金・確定給付企業年金・退職給付会計に関する実務基準について一部改正を反映した全文を印刷し、配布（平成15年5月15日）

厚生年金基金実務基準補足事項を公開（平成15年6月4日）

「退職給付会計に係る実務基準」を改定（平成15年11月12日）

資格制度委員会（3回）

「年金数理人のあり方に関する懇話会」の運営準備のため、運営小委員会を設置して活動

企業年金制度検討特別委員会（8回）

企業年金制度に関して検討

講習会実行委員会（6回）

平成15年度講座開催状況の確認

確定給付企業年金法等に関する講習会の開催について

試験委員会（8回）

試験要領の作成

試験問題の作成

試験の実施

試験の採点

#### 4．評議員会について

開催日時：平成16年1月26日（月） 午前11時から

場 所：霞ヶ関三井クラブ

審議事項：

平成16年度事業計画について審議

（平成15年度事業報告を含む）

#### 5．「年金数理人のあり方に関する懇話会」の設置について

年金数理人のあるべき姿に関する多方面からの意見聴取

日 時 （第5回）平成15年 4月15日 午前10時から

(第6回)平成15年 6月 4日 午前10時から  
(第7回)平成16年 2月 2日 午後5時半から  
第一次報告書の答申を受領(平成16年3月9日)  
場 所 虎ノ門パストラル

## 6 . 会員の異動状況

### (1) 入会・資格変更

正会員 5名  
資格変更 12名  
(準会員 正会員)  
準会員 29名

### (2) 退会

正会員 3名  
準会員 12名

### (3) 会員数(平成16年3月31日現在)

| 所属法人   | 正 会 員 | 準 会 員 | 合 計  |
|--------|-------|-------|------|
| 信託銀行   | 140人  | 60人   | 200人 |
| 生命保険会社 | 105   | 47    | 152  |
| 政令指定法人 | 35    | 10    | 45   |
| その他の法人 | 48    | 21    | 69   |
| 個人     | 39    | 2     | 41   |
| 合 計    | 367   | 140   | 507  |



## 平成15年度決算報告承認の件

## 収支計算書

(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

(単位：円)

| 科 目             | 予算額        | 決算額        | 差異        | 備 考        |
|-----------------|------------|------------|-----------|------------|
| 収入の部            |            |            |           |            |
| 1.会費等収入         | 47,960,000 | 49,360,000 | 1,400,000 |            |
| 入会金             | 500,000    | 680,000    | 180,000   |            |
| 会費 正会員          | 38,360,000 | 40,060,000 | 1,700,000 | 正会員数の増加    |
| 準会員             | 7,600,000  | 7,620,000  | 20,000    |            |
| 賛助会員            | 1,500,000  | 1,000,000  | 500,000   |            |
| 2.事業収入          | 11,250,000 | 9,613,500  | 1,636,500 |            |
| 研修会費            | 6,000,000  | 7,133,500  | 1,133,500 | 申込者数の増加    |
| 講習会費            | 50,000     | 45,000     | 5,000     |            |
| 懇親会費            | 1,200,000  | 1,280,000  | 80,000    |            |
| 受験料             | 4,000,000  | 1,155,000  | 2,845,000 | 受験者数の減少    |
| 3.雑収入           | 2,763,000  | 3,047,474  | 284,474   |            |
| 受取利息            | 5,000      | 624        | 4,376     |            |
| 雑収入             | 2,758,000  | 3,046,850  | 288,850   |            |
| 当期収入合計(A)       | 61,973,000 | 62,020,974 | 47,974    |            |
| 前期繰越収支差額        | 24,681,249 | 24,681,249 |           |            |
| 収入合計(B)         | 86,654,249 | 86,702,223 | 47,974    |            |
| 支出の部            |            |            |           |            |
| 1.事業費           | 51,289,000 | 46,187,718 | 5,101,282 |            |
| 総会費             | 4,000,000  | 3,817,679  | 182,321   |            |
| 研修会費            | 6,050,000  | 6,477,110  | 427,110   |            |
| 講習会費            | 1,100,000  | 2,486,519  | 1,386,519 | 講習会会場費等の増加 |
| 広報 出版費          | 15,219,000 | 13,311,291 | 1,907,709 | 印刷費用等の削減   |
| 委員会等費           | 10,320,000 | 7,905,965  | 2,414,035 | 試験関係費用の減少等 |
| 調査研究費           | 8,200,000  | 5,789,008  | 2,410,992 | 海外出張費用の削減等 |
| 寄付金支出           | 1,400,000  | 1,400,000  |           |            |
| 特別積立金支出         | 5,000,000  | 5,000,146  | 146       |            |
| 2.管理費           | 13,800,000 | 14,103,300 | 303,300   |            |
| 事務所費            | 5,200,000  | 5,301,695  | 101,695   |            |
| 給料手当            | 4,200,000  | 4,148,180  | 51,820    |            |
| 福利厚生費           | 100,000    | 93,434     | 6,566     |            |
| 通信運搬費           | 600,000    | 637,001    | 37,001    |            |
| 消耗品費            | 1,200,000  | 1,082,888  | 117,112   |            |
| 賃借料雑費           | 2,500,000  | 2,840,102  | 340,102   |            |
| 3.予備費           | 800,000    |            | 800,000   |            |
| 当期支出合計(C)       | 65,889,000 | 60,291,018 | 5,597,982 |            |
| 当期収支差額(A)-(C)   | 3,916,000  | 1,729,956  | 5,645,956 |            |
| 次期繰越収支差額(B)-(C) | 20,765,249 | 26,411,205 | 5,645,956 |            |

# 貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位：円)

| 科 目         | 金 額        |            |
|-------------|------------|------------|
| 資産の部        |            |            |
| 1 流動資産      |            |            |
| 現金          | 31,255     |            |
| 普通預金        | 26,848,688 |            |
| 特別積立金(普通預金) | 20,001,828 |            |
| 流動資産計       |            | 46,881,771 |
| 2 固定資産      |            |            |
| 保証金         | 1,841,058  |            |
| 固定資産計       |            | 1,841,058  |
| 資産合計        |            | 48,722,829 |
| 負債の部        |            |            |
| 1 流動負債      |            |            |
| 預り金         | 26,398     |            |
| 未払金         | 442,340    |            |
| 流動負債計       |            | 468,738    |
| 負債合計        |            | 468,738    |
| 正味財産の部      |            |            |
| 正味財産        |            | 48,254,091 |
| 負債及び正味財産合計  |            | 48,722,829 |

(注) 固定資産の減価償却は行っていない。

# 財 産 目 録

(平成16年3月31日現在)

(単位：円)

| 科 目                | 金 額        |            |
|--------------------|------------|------------|
| 資産の部               |            |            |
| 1 流動資産             |            |            |
| 現金                 | 31,255     |            |
| 普通預金<br>(みずほ銀行本店)  | 26,848,688 |            |
| 特別積立金<br>(みずほ銀行本店) | 20,001,828 |            |
| 流動資産計              |            | 46,881,771 |
| 2 固定資産             |            |            |
| 保証金                | 1,841,058  |            |
| 固定資産計              |            | 1,841,058  |
| 資産合計               |            | 48,722,829 |
| 負債の部               |            |            |
| 1 流動負債             |            |            |
| 預り金                | 26,398     |            |
| 未払金                | 442,340    |            |
| 流動負債計              |            | 468,738    |
| 負債合計               |            | 468,738    |
| 正味財産               |            | 48,254,091 |

# 正味財産増減計算書

(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

(単位：円)

| 科 目       | 金         | 額          |
|-----------|-----------|------------|
| 増加の部      |           |            |
| 当期収支差額    | 1,729,956 |            |
| 特別積立金増加額  | 5,000,146 |            |
| 保証金増加額    |           |            |
| 増加額合計     |           | 6,730,102  |
| 減少の部      |           |            |
| 資産減少額     |           | 0          |
| 当期正味財産増加額 |           | 6,730,102  |
| 前期繰越正味財産額 |           | 41,523,989 |
| 期末正味財産合計額 |           | 48,254,091 |

## 平成16年度事業計画案承認の件

### (1) 基本方針

本年度は、持続可能な安心できる年金制度の構築に向けた公的年金制度の改正が審議され、抜本的な改革が実施されようとしている。また、厚生年金基金についても新たな構想の下で継続的な維持・発展を図り得る枠組みが再構築されていく中、受給権保護に関わる年金数理人の役割がますます重要になってきている。

一方、経済環境についてはなお厳しい状況が続いているものの、不良債権の処理問題も峠を越え、景気の先行きにも徐々に明るい兆しが見え始めていると言われており、企業年金の分野でも持続性のある制度への再生に向けて、制度内容の見直しが急ピッチで展開していくものと予想される。

これらの大きな変化の節目にあたり、自らの社会的・公共的使命を深く認識して、新たな発展の礎とすべく、2005年実施の国際アクチュアリー会の教育シラバス対応を視野に入れつつ、年金数理人の育成及び資質の向上に引続き努めるとともに、時宜に即した事業を着実に推進していく。

### (2) 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第4条に規定されている事業を鋭意実施するが、特に次の事業を重点的に推進する。

#### 長期ビジョンの策定

- 「年金数理人のあり方についての懇話会」の議論にもとづき、公益法人としての長期的な事業運営ビジョンを立案

#### 企業年金の財政等に関する提言

- 企業年金制度の一層の発展に資するため、適切な時宜をとらえて年金財政問題を中心とする提言を実施
- 厚生年金基金代行部分の凍結解除を受け、年金数理の専門職能団体として企業会計上の取扱いに関する提言を実施

#### 企業年金新時代に即した実務基準の制定、改編、整備と早期定着化

- 企業年金関連の法令等の改正に即して、実務基準の迅速な制定と会員への周知徹底を推進

#### 国際アクチュアリー会（以下「IAA」という）等の国際関係機関との連携強化

- IAA会議等への積極的な参画
- 英国スキームアクチュアリー制度等の調査研究の実施

## 企業年金の普及・発展に向けた年金財政に関する啓発事業

- 能力判定試験の継続的实施
- 四大学（大阪大学、早稲田大学、東京工業大学、東京理科大学）大学院での年金数理コース講義の着実な実施
- 厚生年金基金連合会等の事業への協力
- 確定給付企業年金法の啓発活動

## 教育・研修の充実

- I A A シラバスを踏まえた実践的な教育・研修・試験制度の検討・実施
- 若手会員向けの研修派遣プログラムの検討・実施

## 調査研究の充実

- 企業年金全般に関する調査研究の実施
- 年金文献資料の収集

## 広報活動の充実・推進

- 会報・ニュース等による広報活動の充実
- ホームページの充実
- 対外的な PR 活動の強化

## 年金関連機関等との連携強化

- 企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

## 周年事業の検討

- 創立 20 周年事業に向けての検討の開始

## その他

- 事務局体制の強化に向けた対策の検討

## 平成16年度予算案承認の件

## 収支予算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増 減 額 | 備 考          |
|--------------------|--------|--------|-------|--------------|
| 収入の部               |        |        |       |              |
| 1. 会費等収入           | 51,000 | 47,960 | 3,040 |              |
| 入会金                | 500    | 500    | 0     |              |
| 会費 正会員             | 41,900 | 38,360 | 3,540 |              |
| 準会員                | 7,600  | 7,600  | 0     |              |
| 賛助会員               | 1,000  | 1,500  | 500   |              |
| 2. 事業収入            | 5,750  | 11,250 | 5,500 |              |
| 研修会費               | 3,250  | 6,000  | 2,750 | 研修会費減額       |
| 講習会費               | 50     | 50     | 0     |              |
| 懇親会費               | 1,200  | 1,200  | 0     |              |
| 受験料                | 1,250  | 4,000  | 2,750 | 16年度250科目の受験 |
| 3. 雑収入             | 575    | 2,763  | 2,188 |              |
| 受取利息               | 5      | 5      | 0     |              |
| 雑収入                | 570    | 2,758  | 2,188 |              |
| 当期収入合計 (A)         | 57,325 | 61,973 | 4,648 |              |
| 前期繰越収支差額           | 26,411 | 24,681 | 1,730 |              |
| 収入合計 (B)           | 83,736 | 86,654 | 2,918 |              |
| 支出の部               |        |        |       |              |
| 1. 事業費             | 46,742 | 51,289 | 4,547 |              |
| 総会費                | 4,000  | 4,000  | 0     |              |
| 研修会費               | 6,500  | 6,050  | 450   |              |
| 講習会費               | 1,100  | 1,100  | 0     |              |
| 広報・出版費             | 8,842  | 15,219 | 6,377 |              |
| 委員会等費              | 5,200  | 10,320 | 5,120 | 試験関連費等       |
| 調査研究費              | 11,300 | 8,200  | 3,100 | 国際会議参加費等     |
| 寄付金支出              | 1,800  | 1,400  | 400   | 大学院教育        |
| 特別積立金支出            | 8,000  | 5,000  | 3,000 | 20周年記念事業     |
| 2. 管理費             | 13,650 | 13,800 | 150   |              |
| 事務所費               | 5,500  | 5,200  | 300   |              |
| 給料手当               | 4,200  | 4,200  | 0     |              |
| 福利厚生費              | 100    | 100    | 0     |              |
| 通信運搬費              | 750    | 600    | 150   |              |
| 消耗品費               | 1,200  | 1,200  | 0     |              |
| 賃借料雑費              | 1,900  | 2,500  | 600   |              |
| 3. 予備費             | 800    | 800    | 0     |              |
| 当期支出合計 (C)         | 61,192 | 65,889 | 4,697 |              |
| 当期収支差額 (A) - (C)   | 3,867  | 3,916  | 49    |              |
| 次期繰越収支差額 (B) - (C) | 22,544 | 20,765 | 1,779 |              |

## 役員を選任の件

平成16年4月27日に実施した役員選挙につき、当日、選挙執行委員会を開催し、立会人の立会いのうえ開票を行った結果、下記の理事候補者および監事候補者が当選した。

## 理 事

(敬称略、五十音順)

| 氏 名     | 所 属 法 人 名                    |
|---------|------------------------------|
| 安 部 泰 史 | 厚生年金基金連合会                    |
| 市 川 雄 二 | UFJ信託銀行株式会社                  |
| 井 上 修 二 | 三井生命保険株式会社                   |
| 上 原 尚   | 住友生命保険相互会社                   |
| 大 山 義 広 | 三井アセット信託銀行株式会社               |
| 小 島 孝 一 | 株式会社第一生命経済研究所                |
| 佐々木 政 治 | みずほ信託銀行株式会社                  |
| 佐 野 邦 明 | 三菱信託銀行株式会社                   |
| 鈴 木 博 司 | 日本生命保険相互会社                   |
| 鈴 木 正 巳 | マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング株式会社 |
| 堂 前 俊 次 | 日本私立学校振興・共済事業団               |
| 正 置 正 一 | 明治安田生命保険相互会社                 |
| 松 原 良   | ヒューイット・アソシエイツ株式会社            |
| 山 口 修   | 横浜国立大学                       |

以上14名

## 監 事

(敬称略、五十音順)

| 氏 名     | 所 属 法 人 名   |
|---------|-------------|
| 山 東 健 治 | りそな信託銀行株式会社 |
| 藤 原 利 秀 | 富国生命保険相互会社  |

以上2名



## 定款の変更承認の件

### (変更内容)

会長・副会長制から、会長・理事長・副理事長制へ移行する。

組織変更後は、基本的に理事長が会務の統括を行い、会長が対外関係の責任者として活動することとする。

変更後の定款は、別紙 1 の通り。

### (変更理由)

当会の役員は、現在のところ全員が非常勤であり、本業のある中で無給いわばボランティア的に、当会の業務を遂行している。このような中で、当会の業務は年々増加しているが、現在の体制では会長が当会の業務の統括を行うとともに、対外関係の責任を負うこととなり、会長に業務が集中し既に会の運営に支障が出ており、今後、さらにそれが大きくなることが予想される。会の運営が円滑なものとなるよう、上記のような組織変更を行うものである。

### (新旧対照表)

別紙 2 の通り。

今後、厚生労働省に定款変更の認可申請を行うが、指導により定款の変更内容を修正することがあった場合、変更の趣旨に沿った修正については理事会に一任願いたい。

## 社団法人 日本年金数理人会 定款（案）

|    |    |     |     |     |
|----|----|-----|-----|-----|
| 制定 | 平成 | 10年 | 4月  | 9日  |
| 改定 | 平成 | 12年 | 10月 | 19日 |
| 改定 | 平成 | 13年 | 7月  | 10日 |
| 改定 | 平成 | 14年 | 4月  | 1日  |
| 改定 | 平成 | 15年 | 5月  | 26日 |
| 改定 | 平成 | 年   | 月   | 日   |

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、社団法人日本年金数理人会（The Japanese Society of Certified Pension Actuaries）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区新橋一丁目 10 番 7 号に置く。  
2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本会は、厚生年金保険法第 176 条の 2 第 2 項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の使命及び職責に鑑み、その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理業務の改善進歩を図り、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金の財政の健全性の維持向上に資するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
（ 1 ）倫理規範を定め、会員の倫理の保持昂揚を図ること。  
（ 2 ）年金数理業務遂行のため必要となる実務基準を制定すること。  
（ 3 ）国内及び国外の年金数理について調査研究を行うこと。  
（ 4 ）年金数理に関する研修を行うこと。  
（ 5 ）年金数理に関する啓発のための事業を行うこと。  
（ 6 ）年金数理人名簿に関する資料を管理すること。  
（ 7 ）会報、広報誌その他刊行物を発行、出版すること。  
（ 8 ）その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第2章 会 員

(種類)

第 5 条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員の 4 種類とし、正会員及び準会員をもって民法上の社員とする。

(資格)

第 6 条 年金数理人は、本会の正会員となることができる。  
2 本会が実施する試験の全科目に合格した者並びに社団法人日本アクチュアリー会正会員及び準会員は、理事会の承認を得て、本会の準会員となることができる。  
3 本会の目的に賛同する法人は、理事会の承認を得て、本会の賛助会員となることができる。  
4 名誉会員は、本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者とする。

(入会)

- 第 7 条 正会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める届出書により、理事長に申し込まなければならない。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の会員となろうとする者の入会は、総会が別に定める基準により、理事会の議決においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 名誉会員を除く会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会が会費規則をもって定める。

(退会)

- 第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- ( 1 ) 年金数理人名簿への登載を取り消され又は抹消されたとき。
- ( 2 ) 退会の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。
- ( 3 ) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- ( 4 ) 法人が解散し又は破産したとき。
- ( 5 ) 除名されたとき。
- ( 6 ) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき。

(除名)

- 第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席構成員（総会に出席した正会員及び準会員をいい、第 26 条第 2 項に定める書面表決者及び表決委任者を含む。）の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- ( 1 ) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- ( 2 ) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の適用については、総会において別に定める倫理規範による。

(抛出金品の不返還)

- 第 10 条の 2 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(客員)

- 第 11 条 本会に、客員を置くことができる。
- 2 客員は、本会の事業運営に関係があると認められ、理事会により推薦された者とする。
- 3 客員は、本会の行事に参加することができる。

### 第 3 章 役 員

(役員)

- 第 12 条 本会に、次の役員を置く。
- ( 1 ) 理事 10 名以上 20 名以内
- ( 2 ) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長、1 名を理事長とし、5 名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

- 第13条 理事は、正会員のうちから、総会において別に定める選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。
- 2 監事は、総会において別に定める選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。
  - 3 会長、理事長及び副理事長は、理事の互選によりこれを定める。
  - 4 理事長は会長を兼ねることができる。
  - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

- 第14条 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。
- 2 会長は、会務を総理する。
  - 3 理事長は、本会を代表し、会務を統理する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長がその職務を代行する。
  - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 財務及び会計の状況を監査すること。
    - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (3) 財務及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は、就任したときから就任後第2回目の定時総会の終了時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席構成員の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

- 第16条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員)

第17条 本会に、評議員 10 以上 20 名以内を置く。

(評議員の選任)

第18条 評議員は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

2 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員には、第15条、第16条の規定を準用する。

(相談役及び参与)

第20条 本会に、相談役及び参与を置くことができる。

2 相談役及び参与は、正会員のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 相談役は、理事長の要請により、理事会の諮問に応え、又は理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。

4 参与は、理事長の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べるができる。

5 相談役の委嘱期間は、正会員である間とする。ただし、理事長は理事会に諮り委嘱を解くことができる。

6 参与の委嘱期間は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。

7 相談役及び参与は、無給とする。

(顧問)

第21条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の目的達成に貢献のあった者を、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。

4 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。

5 顧問は、無給とする。

## 第5章 総会

(種類)

第22条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員及び準会員をもって構成する。

(招集)

第24条 定時総会は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員及び準会員の合計数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

- ( 3 ) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 3 総会を招集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。
  - 4 第 2 項第 2 号又は第 3 号の請求があったときは、理事長はその日から 30 日以内に会議を招集しなければならない。

(総会の付議事項)

第 25 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(定足数)

- 第 26 条 総会は、正会員及び準会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び準会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は準会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の場合における第 28 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決)

- 第 28 条 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会においては、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意があった場合はこの限りではない。
  - 3 議決すべき事項に特別な利害関係を有する者は、当該事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ( 1 ) 日時及び場所
  - ( 2 ) 会員の現在数
  - ( 3 ) 出席者数及び出席者氏名( 書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - ( 4 ) 審議事項及び議決事項
  - ( 5 ) 議事の経過の概要及びその結果
  - ( 6 ) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

(理事会)

- 第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(招集)

第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 5 理事長は、第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の付議事項)

- 第32条 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項。
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(定足数等)

- 第33条 理事会については、第26条、第28条及び第29条の規定を準用する。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条 (削除)

第36条 (削除)

第37条 (削除)

## 第7章 評議員会

(評議員会)

- 第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(招集及び定足数等)

- 第39条 評議員会は、理事長が招集する。
- 2 評議員会については、第26条、第28条及び第29条の規定を準用する。

(評議員会の審議)

- 第40条 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応じて審議を行い、理事会に意見を具申する。

(評議員会の運営)

- 第41条 前各条に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、次の各号に掲げるものから構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費)

第44条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、当該会計年度の開始前に総会において、出席構成員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣へ届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、定時総会において、出席構成員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第47条の2 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席構成員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第49条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定による



ほか、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第50条 本会の解散時に有する残余財産は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第10章 補 則

(委員会)

第51条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。  
2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、又は審議する。  
3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。  
3 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条の2 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。  
(1) 定款  
(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類  
(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書  
(4) 許可、認可等及び登記に関する書類  
(5) 定款に定める機関の議事に関する書類  
(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類  
(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類  
(8) その他必要な帳簿及び書類

(実施細則)

第53条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1. この定款は、厚生大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. 日本年金数理人会(以下「旧団体」という。)の正会員が、本会の成立の日において本会の正会員となるときは、第7条第1項による手続きを要しない。
3. 旧団体の準会員及び法人会員が、本会の成立の日において、それぞれ本会の準会員及び賛助会員となるときは、第7条第2項による手続きを要しない。
4. 旧団体の正会員が附則第2項の規定により正会員となるときは、第8条第1項に定める入会

金を納付することを要しない。

- 5 .旧団体の準会員が附則第 3 項の規定により準会員となる時は、第 8 条第 1 項に定める入会金を納付することを要しない。
- 6 .本会の最初の会計年度の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 .本会の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 15 条の規定にかかわらず、平成 12 年度の定時総会までとする。
- 8 .本会の最初の会計年度は、第 45 条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成 11 年 3 月 31 日までとする。
- 9 .本会の最初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 10 .本会成立の日において旧団体から寄付を受けた財産は、本会の資産とする。

附 則

この定款の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日（平成 12 年 10 月 19 日）から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日(平成 13 年 7 月 10 日)から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日(平成 15 年 5 月 26 日)から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日（平成 年 月 日）から施行する。

## 社団法人 日本年金数理人会 定款 新旧対照表

| 新(案)  | 旧   |
|---|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 会員</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て<u>理事長</u>が別に定める届出書により、<u>理事長</u>に申し込まなければならない。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の会員となろうとする者の入会は、総会が別に定める基準により、理事会の議決においてその可否を決定し、<u>理事長</u>が本人に通知するものとする。</p> <p>(退会)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退会の申し出があり、<u>理事長</u>がこれを受理したとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 理事のうち、<u>1名を会長、1名を理事長とし、5名以内を副理事長とする。</u></p> <p>(役員の選任)</p> <p>第13条 理事は、正会員のうちから、総会において別に定める選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第2章 会員</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て<u>会長</u>が別に定める届出書により、<u>会長</u>に申し込まなければならない。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の会員となろうとする者の入会は、総会が別に定める基準により、理事会の議決においてその可否を決定し、<u>会長</u>が本人に通知するものとする。</p> <p>(退会)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退会の申し出があり、<u>会長</u>がこれを受理したとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第3章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 理事のうち、<u>1名を会長とし、5名以内を副会長とする。</u></p> <p>(役員の選任)</p> <p>第13条 理事は、正会員のうちから、総会において別に定める選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。</p> |

| 新(案)  | 旧  |
|---|--|
| <p>2 (略)</p> <p>3 <u>会長、理事長及び副理事長は、理事の互選によりこれを定める。</u></p> <p>4 <u>理事長は会長を兼ねることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>   | <p>2 (略)</p> <p>3 <u>会長及び副会長は、理事の互選によりこれを定める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>   |
| <p>(役員の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。</p> <p>2 会長は、<u>会務を総理する。</u></p> <p>3 <u>理事長は、本会を代表し、会務を統理する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長がその職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u></p> <p>5 (略)</p> | <p>(役員の職務)</p> <p>第14条 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。</p> <p>2 会長は、<u>本会を代表し、会務を統理する。</u></p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</u></p> <p>4 (略)</p> |
| <p>(役員の報酬等)</p> <p>第16条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p>   | <p>(役員の報酬等)</p> <p>第16条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、<u>会長</u>が別に定める。</p>   |
| <p>第4章 評議員、相談役、参与及び顧問</p>   | <p>第4章 評議員、相談役、参与及び顧問</p>  |
| <p>(評議員の選任)</p> <p>第18条 評議員は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により、<u>理事長</u>が委嘱する。</p> <p>2 (略)</p>   | <p>(評議員の選任)</p> <p>第18条 評議員は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により、<u>会長</u>が委嘱する。</p> <p>2 (略)</p>   |

| 新(案)  | 旧  |
|---|--|
| <p>(相談役及び参与)</p> <p>第20条 本会に、相談役及び参与を置くことができる。</p> <p>2 相談役及び参与は、正会員のうちから、理事会の推薦により、<u>理事長</u>が委嘱する。</p> <p>3 相談役は、<u>理事長</u>の要請により、理事会の諮問に応え、又は理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。</p> <p>4 参与は、<u>理事長</u>の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べるができる。</p> <p>5 相談役の委嘱期間は、正会員である間とする。ただし、<u>理事長</u>は理事会に諮り委嘱を解くことができる。</p> <p>6 参与の委嘱期間は、その委嘱をした<u>理事長</u>の任期満了の時までとする。</p> <p>7 (略)</p> | <p>(相談役及び参与)</p> <p>第20条 本会に、相談役及び参与を置くことができる。</p> <p>2 相談役及び参与は、正会員のうちから、理事会の推薦により、<u>会長</u>が委嘱する。</p> <p>3 相談役は、<u>会長</u>の要請により、理事会の諮問に応え、又は理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。</p> <p>4 参与は、<u>会長</u>の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。</p> <p>5 相談役の委嘱期間は、正会員である間とする。ただし、<u>会長</u>は理事会に諮り委嘱を解くことができる。</p> <p>6 参与の委嘱期間は、その委嘱をした<u>会長</u>の任期満了の時までとする。</p> <p>7 (略)</p> |
| <p>(顧問)</p> <p>第21条 本会に、顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、本会の目的達成に貢献のあった者を、理事会の推薦により、<u>理事長</u>が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、<u>理事長</u>の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べるができる。</p> <p>4 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした<u>理事長</u>の任期満了の時までとする。</p> <p>5 (略)</p>  | <p>(顧問)</p> <p>第21条 本会に、顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、本会の目的達成に貢献のあった者を、理事会の推薦により、<u>会長</u>が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、<u>会長</u>の要請により、理事会に出席して会務に関し意見を述べることができる。</p> <p>4 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした<u>会長</u>の任期満了の時までとする。</p> <p>5 (略)</p>  |
| <p>第5章 総会</p>   | <p>第5章 総会</p>  |
| <p>(招集)</p> <p>第24条 定時総会は、毎会計年度終了後2月以内に、<u>理事長</u>が招集する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>  | <p>(招集)</p> <p>第24条 定時総会は、毎会計年度終了後2月以内に、<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>  |

| 新(案)  | 旧  |
|---|--|
| <p>(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第2号又は第3号の請求があったときは、<u>理事長</u>はその日から30日以内に会議を招集しなければならない。</p>  | <p>(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第2号又は第3号の請求があったときは、<u>会長</u>はその日から30日以内に会議を招集しなければならない。</p>  |
| <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p>  | <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p>   |
| <p>(招集)</p> <p>第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) <u>理事長</u>が必要と認めたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき</p> <p>3 理事会は、<u>理事長</u>が招集する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>理事長</u>は、第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> | <p>(招集)</p> <p>第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) <u>会長</u>が必要と認めたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき</p> <p>3 理事会は、<u>会長</u>が招集する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>会長</u>は、第2項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> |
| <p>(議長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、<u>理事長</u>がこれにあたる。</p>  | <p>(議長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、<u>会長</u>がこれにあたる。</p>  |
| <p style="text-align: center;">第7章 評議員会</p>   | <p style="text-align: center;">第7章 評議員会</p>  |
| <p>(招集及び定足数等)</p> <p>第39条 評議員会は、<u>理事長</u>が招集する。</p> <p>2 (略)</p>   | <p>(招集及び定足数等)</p> <p>第39条 評議員会は、<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 (略)</p>   |

| 新(案)   | 旧   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 8 章 資産及び会計</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 4 3 条 本会の資産は、<u>理事長</u>が管理し、その方法は、総会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 4 6 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、<u>理事長</u>が作成し、当該会計年度の開始前に総会において、出席構成員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣へ届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 4 6 条の 2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、<u>理事長</u>は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第 4 7 条 本会の事業報告及び決算は、会計年度終了後、<u>理事長</u>が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、定時総会において、出席構成員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 定款の変更、解散等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p style="text-align: center;">第 8 章 資産及び会計</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 4 3 条 本会の資産は、<u>会長</u>が管理し、その方法は、総会の議決を経て、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 4 6 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、<u>会長</u>が作成し、当該会計年度の開始前に総会において、出席構成員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣へ届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 4 6 条の 2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、<u>会長</u>は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第 4 7 条 本会の事業報告及び決算は、会計年度終了後、<u>会長</u>が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、定時総会において、出席構成員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 定款の変更、解散等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

| 新(案)   | 旧  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 10 章 補 則</p> <p>(委員会)</p> <p>第 5 1 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 5 2 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局長は、理事会の議決を経て<u>理事長</u>が委嘱し、職員は<u>理事長</u>が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>(実施細則)</p> <p>第 5 3 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この定款の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日(平成 年 月 日)から施行する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 10 章 補 則</p> <p>(委員会)</p> <p>第 5 1 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 5 2 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務局長は、理事会の議決を経て<u>会長</u>が委嘱し、職員は<u>会長</u>が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(実施細則)</p> <p>第 5 3 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |